

## 5 大田 勤 議員



- 1 コロナ第3波から飲食業者を守る緊急対策を
- 2 エレベーターの無い公営住宅上層階に住む高齢者の生活を守る通達の実現を
- 3 住民サービス低下を招く借金による義務教育学校建設は時期尚早

### 1 コロナ第3波から飲食業者を守る緊急対策を

4月20日、閣議決定された、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があると自粛を求め、特別定額給付金で対策を進めた。町は受給権者に対し、給付金の申請に必要な申請書を郵送。住民基本台帳に記録されている者、給付対象者1人につき10万円の給付を行った。

住民基本台帳を基に郵送した対象者数と交付決定者数は。給付率は何%か。

当初予算は、12億9,411万1千円。事業を終え事業費補助金1,410万円、事務費補助金859万5千円を減額して12億7,141万6千円の執行額です。

交付できなかった給付対象者は何人いたのか。

また、受け取りを拒否した対象者数は。何%になるのか。

感染症対策で自粛を余儀なくされた給付対象者は特別定額給付金で一時的に救われたとの思いです。未受給者への周知は防災無線などで行われましたが事業費補助金1,410万円減額しています。

町は住民基本台帳を基に、1人につき10万円であり、140人程度なら誰が申請をしていないのか対策が打てるのではないのか。

事務費補助金が859万5千円、事務費は未申請者への対策として活用したのですか。

コロナウイルス対策で、飲食サービス事業者や家賃を減免しているオーナーを対象に家賃2か月分100件、上限10万円を補助。事業の交付決定は77件、執行率62%です。

1千万円の予算で384万円未執行ですがこの要因は。またこうした事業者、オーナーへの周知はどのように行ったのか。

事業者応援定額給付金は売上前年同月比30%減の事業者に定額10万円で250件分予算を組み、執行率85%。370万円未執行になって終わっています。

コロナで外出自粛など売り上げが落ちた事業者にとっては活用しやすい給付金と思いますが事業者への周知は。予算額が残った要因は。

飲食サービス事業者感染防止対策として衛生管理機器の導入などの取り組みに上限20万円。160件の予算を組み交付決定数が203件。

110%の執行率はどのような要因と考えるのか。

この事業での事業者への周知はどのように行ったのか。

家賃補助金、事業者応援定額給付金などこうした事業に、応募したが対象にならなかった事業者数は。

対象にならなかった要因はどんなことがあったのか。

事業自体を知らなかったり手続きが複雑で応募まで行かなかった等、せっかくの補助・給付がもれなく活用できるように、町は新型コロナ対策制度活用説明会などを開き、対応の困難な業者に知らせることも必要では無いのか。

北海道ではコロナ感染が拡大され、岩内町でも感染者が出始めて、コロナの収束が見通せない中、外出を控えるようになっていきます。とりわけ飲食を伴う事業者への影響は深刻です。

12月8日、国は新型コロナ感染拡大をうけた追加の感染対策を決定した。営業時間の短縮に協力した飲食店へ活用できる地方創生臨時交付金も追加で1兆5千億円盛り込んだ。

こうした対策を見通しコロナ対策で飲食業者のPCR検査や健康診断を緊急対策として予算化し安全の確保や、直接届く事業者応援定額給付金、飲食サービス事業者等家賃補助の第2弾などの緊急対策が必要ではありませんか。

住民が外出を控え、町に人影が消えるとき、町を支えてきた飲食業者の雇用を守り、技術や味を引き継いできた多様な業者を廃業から守ること。業者が年を越せるよう直接届く支援の強化こそ求められていると思いますが所見を伺う。

**【答 弁】**  
**町 長：**

コロナ第3波から飲食業者を守る緊急対策について、9項目のご質問であります。

1項めは、特別定額給付金に係る、対象者数、交付決定者数、給付率についてであります。

この度の特別定額給付金の対象者数は、1万2,189人で、交付決定者数は、1万2,159人。給付率は、99.75%となっております。

2項めは、交付できなかった給付対象者数及び受取を拒否した対象者数とその比率についてであります。

交付できなかった給付対象者は30人で、受取を拒否した対象者数は6人です。率にして、0.05%となっております。

3項めは、住民基本台帳を基に、1人につき10万円であり、140人程度なら誰が申請をしていないのか、対策が打てるのではないのか。事務費は、未申請者への対策として活用したのですか、についてであります。

事業費補助金減額補正分、1,410万円につきましては、当初予算額と確定給付額との差額分であり、申請をしなかった方の給付金に該当するものではありません。

なお、未申請者30人につきましては、そのほとんどが、住民票は当町にあるものの、生活実態のない方々であり、生活実態のある方については、電話や郵便により、申請してもらうよう、促してきたところであります。

また、電話をしても留守であったり、郵便物が届いていても返答が得られない場合には、住所地へおもむき、その上で、住宅が特定された場合には、改めて文書を差し置きしたり、近隣住民から情報を得るなど、未申請者との接触を試みてきたところであります。

したがいまして、未申請者に対する事務費補助金の使途としましては、電話料、郵便料などとなっております。

4項めは、飲食サービス事業者等家賃補助金について、1千万円の予算で384万円未執行ですがこの要因は。また、こうした事業者、オーナーへの周知はどのように行ったのか、についてであります。

未執行の要因は、補助対象外である自己保有の店舗件数が、想定よりも多かったためと考えております。

また、周知については、対象となる事業者やオーナーに対して、郵送により直接案内したほか、防災無線、広報、ホームページへの掲載、商工会議所、飲食組合など関係機関からも活用の呼びかけを行っております。

5項めは、事業者応援定額給付金について、事業者への周知は。予算額が残った要因は、についてであります。

事業者への周知については、防災無線、広報、ホームページへの掲載のほか、未申請者に対し、申請漏れがないかの確認の文書を郵送しております。

予算が残った要因については、売上減少の条件に該当する事業者が、想定よりも少なかったためと考えております。

6項めは、飲食サービス事業者等感染防止対策補助金について、110%の執行率はどのような要因と考えるのか。この事業での事業者への周知はどのように行ったのか、についてであります。

110%の執行率の要因については、北海道が示す、新北海道スタイル、を実践するために必要な条件を整備できる補助内容であることから、事業者からの要望も強く、また、今後も感染拡大が長引くことが予測され、事業者の関心

も徐々に高まったことが、当初の想定を上回り、高い執行率につながったものと考えております。

事業者への周知については、対象と思われる事業者に対して、郵送により直接案内したほか、防災無線、広報、ホームページへの掲載、商工会議所、飲食組合など関係機関からも活用の呼びかけを行っております。

7項めは、家賃補助金、事業者応援定額給付金について、応募したが対象とならなかった事業者数は、対象にならなかった要因はどんなことがあったのか。せっかくの補助・給付がもれなく活用できるよう、町は、新型コロナウイルス対策制度活用説明会などを開き対応の困難な業者に知らせることも必要ではないのか、についてであります。

はじめに、対象とならなかった事業者数であります。家賃補助金は3件、事業者応援定額給付金は14件となっております。

次に、対象にならなかった要因であります。家賃補助金は、町税等の滞納があったことによるものが2件、売上減少の条件を満たさないものが1件、事業者応援定額給付金は、町税等の滞納があったことによるものが11件、売上減少の条件を満たさないものが1件、町内の事業者と見なせないものが1件、公的機関の申請によるものが1件となっております。

次に、制度活用説明会の開催についてであります。大勢の方が集まることが想定され、感染防止対策を十分に行うことが難しい状況であったため、家賃補助については、対象事業者に対し、返信用封筒を同封した文書を郵送し、事業者応援定額給付金については、申請書類を広報に折り込みするなど、感染リスクを軽減できる方法での周知を選択したところであります。

なお、申請書類については、記載項目や必要書類を最小限にするなど、事業者の負担を少ないものとするよう配慮しております。

また、申請に訪れた事業者に対しては、町の制度のほか、国や北海道の制度についても、申請漏れがないよう、チェック体制を強化するとともに、申請漏れがあった場合には、申請方法などを詳しく説明するなど、ワンストップ窓口として、取り組んできたところであります。

8項めは、地方創生臨時交付金を活用したコロナ対策で、飲食事業者のPCR検査や健康診断を緊急対策として予算化し、安全の確保や直接届く事業者応援定額給付金、飲食サービス事業者等家賃補助の第2弾などの緊急対策が必要ではありませんか、についてであります。

本町における、これまでの緊急経済対策は、4月に、金融機関からの融資を受ける際の負担軽減として実施した利子補助事業をはじめ、5月には、緊急事態宣言に伴う休業要請などにより影響を受けた事業者に対する、家賃補助および定額給付金事業の実施、さらには、地域内経済の消費回復を目的とした、地域応援クーポン第1弾などを実施してきたところであります。

その後も、地域内経済の現状を踏まえるとともに、感染拡大が長期化することも見越した事業継続支援が必要との判断により、飲食サービス事業者等に対する感染防止対策補助金をはじめ、観光需要の回復事業、地域内経済の消費回復を目的とした、プレミアム商品券事業など、状況を踏まえた段階的な対応を実施するために、国の地方創生臨時交付金を有効活用し、各種事業を執行してきたところであります。

今後につきましては、これまで同様、地域の実態を十分に把握し、国や北海道の支援策の動向も注視する中で、国の第3次補正に盛り込まれた地方創生臨時交付金の増額分の配分額や、活用条件などの具体的な通知を受けた上で、影響を受けている業種への支援を検討してまいりたいと考えております。

9項めは、町を支えてきた飲食業者の雇用を守り、技術や味を引き継いできた多様な業者を廃業から守ること。業者が年を越せるよう直接届く支援の強化こそ求められていると思いますが所見を伺う、についてであります。

現在、飲食事業者を対象とした町独自の経済対策は、プレミアム商品券事業をはじめ、スナックなどを支援する、夜のまちプレミアム商品券事業、さらには、地域応援クーポン第2弾などを実施中であります。

また、国の支援策による、持続化給付金をはじめ、雇用調整助成金、家賃支援給付金や、実質無利子の融資制度なども実施されているところであり、事業継続支援をはじめとする経済対策は、国や道、市町村、それぞれの役割で対応していくものであることから、国や道に対しては、地域の実態をしっかりと届けて行く必要があると考えております。

いずれにいたしましても、飲食業は、地域経済を支える重要な産業の一つであることから、引き続き、地域の実情に応じた効果的な支援策を講じてまいります。

## < 再 質 問 >

補助や給付が対象となる事業者などに制度の周知ができる、新型コロナ対策制度活用説明会などをこまめに開き、コロナ禍で対応できる制度の利活用を知らせる取組と、今後、感染対策で盛り込まれた1兆5千億円の地方創成臨時交付金を見通した事業計画を予算化し、直接届く事業者応援定額給付金、飲食サービス事業者等家賃補助金等の第2弾の緊急対策を組み、業者が年を越せるよう支援の強化こそ必要です。

地域の実情に応じた効果的な支援策を取り組むとしていますので、再度答弁を求めたいと思います。

**【答 弁】**

**町 長：**

コロナ第3波から飲食業者を守る緊急対策に関して、地域の実情に応じた効果的な支援策への取り組みについてであります。

現在、飲食事業者を対象とした町独自の経済対策を実施中であり、今後につきましても、これまで同様、地域の実態を十分に把握し、国や北海道の支援策の動向も注視する中で、国の第3次補正に盛り込まれた地方創生臨時交付金の増額分の配分額や、活用条件などの具体的な通知を受けた上で、影響を受けている業種への支援を検討してまいりたいと考えております。

## 2 エレベーターの無い公営住宅上層階に住む高齢者の生活を守る 通達の実現を

岩内町営住宅条例では住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するため町営住宅等を設置し、第5条公募の例外(7)では、現に公営住宅に入居している者、以下この号において既存入居者という、の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であることと定めている。

既存入居者の同居者の人数に増減があつたことによる別の公営住宅への入居が適切とした例はあつたのか。あればその件数は。

既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことによる別の公営住宅への入居が適切とした例はあつたのか。あればその件数は。

その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて別の公営住宅への入居が適切とした例はあつたのか。あればその件数は。

公営住宅への高齢者の入居支援では、住宅に困窮する高齢者が入居できるよう、高齢者世帯への困窮度による加点の優遇措置や優先入居などを実施してきた。

こうした政策のもと公営住宅入居者の65歳以上の高齢者がいる高齢世帯は、町営住宅の入居世帯の半数以上65.4%。高齢単身世帯が60.2%、平成31年3月、と入居者の高齢化は進んでいる。

エレベーターが無い3階以上に居住する住民からは、灯油の運搬、買い物時の荷物を持つての移動、ゴミ投げ時の重い物をもっての移動、団地内の昇降移動などに、高齢化による身体的変化による困難や団地内での孤立化など健康面での不安も寄せられているがこうした声など、町にはどのような声が寄せられているのか。

町営住宅の中で、3階建て以上の住棟19棟のうち、エレベーターが設置されていない住棟は東宮園団地8棟、相生1号・2号棟、野東1号棟の11棟、約6割となっている。

東宮園団地8棟184戸中、高齢世帯は何戸、何%か。

高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸か。

相生1号・2号棟48戸中、高齢世帯は何戸、何%か。

高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸か。

野東1号棟24戸中、高齢世帯は何戸、何%か。

高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸か。

昨年(2019)の第3回定例会、国土交通省住宅局長通達で公営住宅入居時に保証人の義務づけを止めて入居者の利便性向上を、に対し、標準条例案の改定で町条例の改正が義務づけられるものではない。道や周辺自治体の動向を注視と答えています。

国土交通省住宅局長通達について、動向を注視した結果、道や周辺の状況は変わったのか。

国土交通省住宅局長通達では、公募の例外(7)の改正は、本条第7号は、例えば、エレベーターのない公営住宅の4階の入居者が加齢等によつて階段の歩行が困難となっている一方、同じ棟の1階が空家になっている場合等が想定されると示されている。こうした例示は検討しているのか。

岩内町営住宅条例で、通達を読み込むと一般募集される公営住宅の公募時に公



募の例外、3階以上に居住する住民も対象となるのか。また、一般公募数から公募の例外は、公募数とは別に住宅を優先的に用意することができるのか。

4階建て公営住宅に住む高齢者には移動の負担が重くのしかかっています。

第3条の4、良好な居住環境の確保。町公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないとしています。

町は、高齢者の良好な居住環境を確保するため、上層階に住む高齢者に便利で快適な環境を作る必要があると思うが、良好な環境とはどのようなことか。移動手段のエレベーター設置は含まれないのか。

平成31年3月改訂の公営住宅等長寿命化計画では、公営住宅入居世帯911世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯は596世帯。全体の65.4%を占め、高齢単身世帯の3割が公営住宅に入居しているとしてエレベーターの無い住宅の上層階に居住する高齢者への対応等の課題の整理が明記されている。

北海道高齢者居住安定確保計画の基本計画では高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくりとして、公営住宅において、階段昇降が困難な高齢者に対し、低層階、1・2階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住み替えを促進します、としています。こうした対応はいつから行うのか。

現在あるエレベーターなしの11棟は、ライフサイクルコスト、LCC、による比較検討の結果エレベーターを設置しないとしています。

2022年までの町計画では、こうした高齢者の住み替えをどのように検討しているのか。計画での年間の高齢者住み替えの具体的な目標などはどうなっているのか。

岩内町営住宅条例公募の例外(8)では、公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となることとも示されています。

相互に入れ替わることが双方の利益となるとは具体的にどのような状況か。相互に入れ替わるときはどのような手続きが必要ですか。

また、相互に入れ替わることで出てくる困難等は何ですか。こうした実例はありますか。

公営住宅入居者の高齢化は進み、高齢世帯や、高齢単身世帯が増えてきています。エレベーターなしの上層階の居住者にとっては移動負担は毎日の生活に重くのしかかっています。上層階故に移動の回数も控えるなど健康面でも不安が生じています。

高齢世帯などは移動できなくなってきたからの住み替えではなく、元気な内に高齢者対策として住み替えを位置づけ健康で生活していただくためにも、国土交通省通達に沿って具体化するべきと思うが所見を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

エレベーターの無い公営住宅上層階に住む高齢者の生活を守る通達の実現について、15項目のご質問であります。

1項めは、既存入居者の同居者の人数に増減があったことによる、別の公営住宅への入居が適切とした例と件数についてであります。

同居者の人数に増減があったことによる公募の例外、いわゆる特定入居につきましては、過去5年間で1件であります。

2項めは、既存入居者又は同居者が、身体の機能上の制限を受ける者となったことによる、別の公営住宅への入居が適切とした例と件数についてであります。

既存入居者又は同居者が、身体の機能上の制限を受ける者となったことによる特定入居につきましては、過去5年間で2件であります。

3項めは、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び、心身の状況からみて、別の公営住宅への入居が適切とした例と件数についてであります。

その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況による特定入居につきましては、過去5年間の実績はありません。

4項めは、エレベーターが無い3階以上に居住する住民からは、高齢化による身体的変化による困難や健康面での不安も寄せられているが、こうした声など、町にはどのような声も寄せられているのか、についてであります。

エレベーターが無い3階以上の町営住宅に居住する住民から町に寄せられている声といたしましては、現行の、岩内町公営住宅等長寿命化計画策定時に実施したアンケートや、私の思い、訪問時などに、エレベーターが無理なら、下の階に移れるようにしてほしい、歩行が不自由なので、階段の上り下りが大変です、今4階に住んでいるので、年をとってもここで生活できるか不安です、などの声も寄せられております。

5項めの、東宮園団地8棟184戸中、高齢世帯は何戸、何%か。高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸かと、6項めの、相生1号・2号棟48戸中、高齢世帯は何戸、何%か。高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸か。と、7項めの、野東1号棟24戸中、高齢世帯は何戸、何%か。高齢単身世帯は何戸、この内3階以上の居住世帯は何戸か。につきましては関連がありますので、併せてお答えいたします。

本年12月11日現在で申し上げますと、東宮園団地8棟184戸中、高齢世帯は105世帯、57.1%、高齢単身世帯は67世帯、うち3階以上の世帯数は27世帯。

相生1号棟・2号棟48戸中、高齢世帯は19世帯、39.6%、高齢単身世帯は11世帯、うち3階以上の世帯数は3世帯。

野東1号棟24戸中、高齢世帯は11世帯、45.8%、高齢単身世帯は8世帯、うち3階以上の世帯数は4世帯であります。

8項めは、国土交通省住宅局長通達について、動向を注視した結果、道や周辺の様子は変わったのかについてであります。

国土交通省住宅局長通知による公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて、保証人を必要としない北海道の様子は変わっておりません。

また、全国自治体の状況につきましては、国土交通省の、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱い等に関する調査による、令和元年12月1日時点と令和2年8月1日時点の比較では、保証人を求めるとした自治体を含む事業主体が約20%増加しているのに対し、求めないとした事業主体は約6.8%

の増加にとどまっており、保証人を求める自治体が多くなっている傾向にあります。

こうした結果は、保証人の必要性・重要性を裏付けるものであり、町といたしましては、原則、保証人を求めるという取扱いを継続してまいりたいと考えております。

9項めは、国土交通省住宅局長通達の公募の例外で、エレベーターのない公営住宅の4階の入居者が加齢等によって階段の歩行が困難となっている一方、同じ棟の1階が空家になっている場合等が想定される、こうした例示は検討しているのか、についてであります。

国土交通省住宅局長から通知された、公営住宅管理標準条例案の例示につきましては、令和元年度において、これに類似した状況での特定入居を決定しており、今後におきましても、個々の入居者の状況を勘案し、適切に対応してまいります。

10項めは、岩内町営住宅条例で、通達を読み込むと、公募時に公募の例外として、3階以上に居住する住民も対象となるのか。また、一般公募数から公募の例外は、公募数とは別に住宅を優先的に用意することができるのか、についてであります。

公募の例外とは、岩内町営住宅条例第5条に規定する、特定の事由がある場合のみ、例外的に公募によらず、公営住宅に入居することができるというものであり、公募する際に、例外的に優先入居できるというものではありません。

したがいまして、3階以上に居住している既入居者は、公募の対象とはなりません。

また、特定入居は、公募とは別に随時相談を受け、その内容に応じて、どの住宅に入居することが適切なのかを判断しているため、公募を実施している期間中であっても、基本的には公募している住戸とは別の住戸に入居することとなります。

11項めは、町は、上層階に住む高齢者に便利で快適な環境を作る必要があると思うが、良好な環境とはどのようなことか。

移動手段のエレベーター設置は含まれないのか、についてであります。

岩内町営住宅条例第3条の4、良好な居住環境の確保については、町営住宅入居者が便利で快適な生活が送れるよう、安全面、衛生面、美観等を考慮し、物置などの附帯施設、児童遊園や駐車場などの共同施設などを合わせて整備することを規定するものであり、この中には、共用施設として、エレベーターも含まれております。

しかしながら、当該条項は、平成23年8月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に係る公営住宅法の一部改正に伴い、平成25年3月の当該条例一部改正で追加整備した条文であり、その改正附則において、平成25年3月以前に整備されていた公営住宅へのエレベーター整備については義務付けしていないものであります。

12項めの、北海道高齢者居住安定確保計画では高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくりとして、公営住宅において、階段昇降が困難な高齢者に対し、低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住み替えを促進します、としています。こうした対応はいつから行うのかと、13項めの、2022年までの町計画では、高齢者の住み替えをどのように検討しているのか。年間の高齢者住み替えの具体的な目標などはどうなっているのか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

現在、町では、耐用年数超過住宅からの住替事業を優先的に進めており、空き住戸を確保することが難しい状況にあるものの、高齢者の低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住み替えにつきましては、個々の入居者の状況を勘案し特定入居を決定する対応に努めているところであります。

また、岩内町公営住宅等長寿命化計画における町営住宅等の活用方針の中で、住宅セーフティネットとしての町営住宅等の供給の主な取組として、高齢者等の低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住替を促進することとしておりますが、具体的な人数等の目標などは定めておりません。

14項めは、相互に入れ替わることが双方の利益となるとは具体的にどのような状況か。

相互に入れ替わるときはどのような手続きが必要か。また、相互に入れ替わることによって出てくる困難等はどんなことか。事例はあるか。についてであります。

公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となる事例につきましては、双方が相互に入れ替わることが希望したという状況を想定してありますが、双方の利益の具体的な内容については、個々の事例において慎重に確認する必要があるものと考えております。

なお、相互に入れ替わるときの入居の手続きにつきましては、双方の入居者にそれぞれの住宅の明け渡し及び相手方の住宅への入居の申込みが必要となります。

また、相互に入れ替わることによって出てくる困難等につきましては、相互の希望により双方の利益となるように実施するため、町の立場からは基本的には無いものと考えております。なお、過去5年間で、こうした事例はありません。

15項めは、高齢世帯などは移動できなくなつてからの住み替えでは無く、元気な内に高齢者対策として住み替えを位置づけ健康で生活するためにも国土交通省通達に沿って具体化するべきと思うが所見を伺う、についてであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、広くかつ公平に住民の利用に供せられるべき性格を有していることから、その入居を決定するには、公募によることが原則となっております。

しかしながら、その例外として特定の事由がある場合のみ公募によらず入居を決定できる特定入居が認められており、その取扱いについては、公平性・客観性がより求められるものであり、かつ予防的な措置としての特定入居による住替は、現行法令上、認められていないものと認識しております。

いずれにいたしましても、現在、町では、耐用年数超過住宅からの住替事業を優先的に進めており、空き住戸を確保することが難しい状況にありますが、高齢者の低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住み替えにつきましては、個々の入居者の状況を十分勘案し特定入居を決定する対応に努めてまいります。

また、これにより空き住戸が増となることを見込まれるエレベーターのない高層階の住戸につきましては、先進地等の事例も参考としながら、適切な活用方法について検討してまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

宮園団地、高齢世帯105戸、57.1%。3階以上に住む人は27戸。相生1・2号棟、高齢世帯19戸、39.6%。3階以上に住む人は3戸。野東団地、高齢世帯11戸。45.8%。3階以上4戸。高齢化が進んでいます。

課題の整理に併せてエレベーターの棟や1・2階への住み替えが何としても必要ではありませんか。

岩内町公営住宅長寿命化計画でエレベーター住棟への住み替えの人数目標は決めていないとしたが、計画では4年で26戸、年6戸としているのではないのか。

国土交通省通達に反して保証人を求める自治体が多くなっている傾向にあるとしたが、国土交通省住宅局長が出した、公営住宅管理標準改正については、民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、公営住宅管理標準について、改正したので送付という通達です。なお、貴管下事業主体に対してもこの旨周知徹底を図られるとともに、公営住宅の管理について適切な指導監督を行うよう努められたいとしたものです。

通達とは、行政機関において作成・発出される文書形態の一であり、判例では、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものと定義されています。法令その他の権限に基づいて発する文書が通達です。

義務づけられるものではないとの判断ですが、法令その他の権限に基づいて発する文書を受け止めず、町の判断で棚上げしておいて良い性格のものなのか。早期に取り組む通達ではないのか。答弁を求めます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

エレベーターの無い公営住宅上層階に住む高齢者の生活を守る通達の実現を、  
について、3項目のご質問であります。

1項めは、宮園団地、相生1号棟、相生2号棟、野東1号棟では高齢化が進  
んでいます。課題の整理に合わせてエレベーターの棟や、1・2階への住替が  
必要ではありませんか、についてであります。

現在、町では、耐用年数超過住宅からの住替事業を優先的に進めており、空  
き住戸を確保することが難しい状況にあります。高齢者の低層階の住戸やエ  
レベーターが設置された住棟への住み替えにつきましても、個々の入居者の状  
況を勘案し、条例上の要件を満たし、かつ、必要と判断できる際には、特定入  
居を決定する対応をとっているところであります。

2項めは、岩内町公営住宅等長寿命化計画で、エレベーター住棟への住替の  
人数目標は決めていないとしたが、計画では、4年で26戸・年6戸としてい  
るのではないのか、についてであります。

町営住宅等長寿命化計画において、町営住宅等の活用方針の中では、具体的  
な人数目標などは定められておりませんが、その実施方針において、計画期間  
内の公募もしくは特定入居用想定戸数、年間最大約7戸との想定を作成するに  
あたり、その比較として、計画終了時点までのエレベーター無し住棟の高齢者  
のみ世帯の年間住替想定戸数を、4年で26戸と設定したものであり、これに  
ついては、あくまでも参考数値のひとつとして位置づけているものであります。

3項めは、国土交通省住宅局長通達による公営住宅への入居に際しての保証  
人の取り扱いについて、義務づけられているものではないとの判断ですが、法  
令その他の権限に基づいて発する文書を受け止めず、町の判断で棚上げして良  
い性格のものか。早期に取り組む通達ではないのか、についてであります。

国土交通省住宅局長から発出されている本取り扱い文書につきましても、地  
方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知されたもので  
あります。

従いまして、町といたしましては、保証人の必要性・重要性に鑑み、原則、  
保証人を求めるという取り扱いを継続してまいりたいと考えております。

### 3 住民サービス低下を招く借金による義務教育学校建設は時期尚早

岩内町学校整備基金条例が提案され、町が設置する学校の建設及び維持管理等のため、岩内町学校整備基金を設置する。基金として積み立てる額は、予算に定める範囲内とし、金額についてはこれから検討すると答えている。

この基金は、新たな校舎や既存の校舎に充てるとしている。

11月の財政状況報告では基金は9億6,981万円、この中に学校整備に使用できる基金は含まれていないのか。

岩内町義務教育学校基本構想・基本計画では西小、東小、一中、二中の改修概算事業費は76億6,884万円、仮設校舎設計監理費、プールの改修費を入れると95億3,780万円。

施設一体型義務教育学校の場合、新設概算事業費67億3,100万円としている。

改修事業費での交付金と交付税措置はいくらと推計しているのか。新設事業費での負担金と交付税措置はいくらと推計しているのか。

改修事業費の財源では学校施設環境改善交付金で3分の1、交付税措置で30%、起債は45%と一般財源での負担です。

また、新設事業費の財源は公立学校施設整備費負担金10分の5.5、交付税措置66.7%、起債は23.3%と一般財源からの負担です。

交付金等を除いた町の負担はいくらと推計しているのか。

財政状況報告では一般会計町債現在高は93億8,764万9千円。

改修・新設をした場合のそれぞれの起債はいくらと推計しているのか。

実質公債費比率が18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が25%以上になると、単独事業のために地方債を発行することができなくなる。

岩内町の実質公債費比率は令和元年15.4%。平成30年から0.2%増え、全道179市町村の夕張をトップに6番目に位置し、地方債の発行に許可が必要な指数に近づいている。

施設一体型義務教育学校建設で地方債を発行した場合どのような数値になるのか。

岩内町の昨年の一般会計年間予算71億円、町の借金は93億円、この上67億円の学校建設や公共施設の建て替えとなれば財政の硬直化がますます進むのでは無いのか。

一貫校にした場合の現在の学校利活用。学校開放事業はどのように計画しているのか。住民の避難場所となっていた学校の施設に代替するものはあるのか。

今年度第1回定例会、佐藤英行議員の質問に、財政の硬直化が進むと政策的な事業予算が難しくなる。義務的な経費を抑制するため事務事業の見直し、縮小になり町民生活に影響を及ぼすと答えている。

地方債に頼る巨額な事業は町民生活に影響することから今頃になって岩内町学校整備基金条例の提案では基本的な将来設計ができていなかったのではないのか。

老朽化で改修が必要な校舎は、学校施設環境改善交付金等で予算を組み、子ども達が安心して授業が受けられるように取り組むことが急がれている。通学する6年生は、9年間同じ人とは大変、中学は新しい学校で新しい友達関係で始めたいと話しています。

しかし、将来の改築や実現できる学習環境等を総合的に勘案しても、施設一体

型義務教育学校の新設が経済的には有利と考えられます、との基本構想・基本計画は子ども達の学習環境や地域のつながりを無視した統合ありきの小中一貫、施設一体型学校建設のための義務教育構想・計画では無いのか。

学校施設の老朽化により懸念される事項は交付金や負担金を取り入れ早急に改善を図り、20年、30年後に改築や統廃合が必要になるというのなら、その間に子ども達の将来動向を見ながら、中学校の統合など施設一体型では無い学校経営を検討すべきではありませんか。

自治体が背負う借金の残高から、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示す将来負担比率は152.8%。全道平均は43.5%です。

前年度より改善はされてきているが夕張市に次いで全道2番目のままで借金により将来的な財政圧迫が見込まれます。

財政の硬直化が進むと政策的な事業予算が難しくなる。義務的な経費を抑制するため事務事業の見直し、縮小になり町民生活に影響を及ぼすのであれば事業を進めるべきではありません。

学校は子ども達が共に学び、相手を認め成長していくのを地域の人々が時間をかけて守り育てていくところです。効率化や経済的に有利などとは相いれないものではないのですか。

大きな借金を負いながらする事業は、住民サービスの低下を招きます。

今ある学校を改修しながら学校運営を行っても子ども達の学習環境は守れます。

コロナ禍で少人数学級が文科大臣からも、令和のスタンダードとしての新しい学びの姿、と求められているとき、4校が一つになる小中一貫義務教育学校が求められているものではありません。

また、各地域で災害時の避難場所としての役割も有効に機能を発揮しています。多額の借金による義務教育学校建設は時期尚早。

答弁を求めます。



**【答 弁】**  
**町 長：**

住民サービス低下を招く借金による義務教育学校建設は時期尚早について、11項目のご質問であります。

1項めは、11月の財政状況報告にある基金の中に、学校整備に使用できる基金は含まれているのかについてであります。

町が保有する基金のうち、公共施設又は教育という大きな枠組みの中では処分可能なものも含まれておりますが、これらの基金の運用にあたっては、これまでもソフト事業への充当を主としてきているところでもあり、学校整備への使用することについては各基金の残額からも、想定しにくいものと考えております。

5項めは、施設一体型義務教育学校建設で地方債を発行した場合の数値はどうなるのかと、財政の硬直化がますます進むのでは無いのかについてであります。

実質公債費比率につきましては、当該年度の地方債償還額のほか、普通交付税交付額、基準財政需要額への算入額、企業債償還に係る公営企業会計への繰出金など、年度ごとに変動する多くの数値を用い、更には、3カ年の平均値として算出される仕組みとなっております。

そこで、施設一体型義務教育学校の建設に伴う地方債の発行による数値への影響についてありますが、事業費総額やその財源内訳等につきましては、今後、中・長期の財政見通しが明らかになった後、専門部会における具体的な検討作業が進められ、事業費総額や充当する地方債の種類、借入金額、借入年度等が具体化されていくものと考えており、現時点におきましては、算出する際の数値が不確定であることから、実質公債費比率を試算することは困難であります。一定程度上昇することは避けられないものと認識しております。

また、財政の硬直化については、大型事業の実施に伴う地方債の発行は、一般的に借入金額も大きくなることが予想され、後年度の財政運営に与える影響は、少なからず生じてくるものと考えているところでありますが、このような状況にならないよう、財政運営に努めて参ります。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

住民サービス低下を招く借金による義務教育学校建設は時期尚早についてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

2項めの、改修事業費での交付金と交付税措置は、いくらかと推計しているのか、新設事業費での負担金と交付税措置は、いくらかと推計しているのかと、3項めの、交付金等を除いた町の負担は、いくらかと推計しているのかと、4項めの、改修・新設をした場合のそれぞれの起債は、いくらかと推計しているのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

教育委員会が策定いたしました、岩内町義務教育学校基本構想・基本計画による概算事業費の試算においては、既存の校舎を改修とした場合は、学校施設環境改善交付金約6億5千万円、交付税措置額約16億6千4百万円、町負担額約72億2千4百万円、学校教育施設等整備事業債約55億4千5百万円と推計しております。

施設一体型義務教育学校を新設とした場合は、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金約15億6千百万円、交付税措置額約18億4千8百万円、町負担額約33億2千百万円、学校教育施設等整備事業債約37億1千3百万円と推計しております。

6項めは、一貫校にした場合の現在の学校利活用。学校開放事業はどのように計画しているのか。住民の避難場所となっていた学校の施設に代替するものはあるのかについてであります。

施設一体型義務教育学校の建設に伴い用途廃止となる既存4校に関する学校利活用及び学校開放事業、住民の避難場所の代替えにつきましては、岩内町学校施設整備会議の専門部会において、検証が進められており、学校施設の整備方針が明確になった段階で、それらの案件については、さらに検討が進められるものと考えております。

7項めは、地方債に頼る巨額な事業は町民生活に影響することから、今頃になって、岩内町学校整備基金条例の提案では、基本的な将来設計ができていなかったのではないかについてであります。

学校の整備には、学校の形態にかかわらず、多くの事業費が必要となることから、基金として積み立て、将来における後年度の財政負担の軽減を図っていくというものであります。

学校の整備方針が検討されている現段階において、基金を設置することについては、時機を逸してはいないものと考えております。

8項めは、将来の改築や実現できる学習環境等を総合的に勘案しても、施設一体型義務教育学校の新設が、経済的には有利と考えられるとの基本構想・基本計画は、子ども達の学習環境や地域のつながりを無視した統合ありきの小中一貫、施設一体型学校建設のための義務教育構想・計画では無いのかについてであります。

基本構想・基本計画においては、まず、町の教育の方向性として、町の教育を取り巻く課題を改善し、めざす学校像を実現するために、小中一貫教育を推進していくとしたものであります。

小中一貫教育を推進するにあたり、9年間を通した長期的で系統的な指導体制の定着、小中学校の教職員が連携したきめ細やかな指導、旧来の6・3制にとらわれない教育課程の編成、児童生徒の情報共有などの課題を、解消したいというものであります。

また、実践する学校形態を検討するにあたり、施設別の事業費の比較等を行

った結果、施設一体型義務教育学校の新設が経済的に有利と考えられたものであり、したがって、統合ありきという前提にたったものではありません。

9項めは、学校施設の老朽化により懸念される事項は交付金や負担金を取り入れ早急に改善を図り、20年、30年後に改築や統廃合が必要になるというのなら、その間に子ども達の将来動向を見ながら、中学校の統合など施設一体型では無い学校経営を検討すべきではありませんか、についてであります。

将来的な学校教育のあり方などの検討を進めた結果、子ども達にとって、充実した教育活動や生徒指導を展開することができる学校として、設置を検討したものであり、現在、岩内町学校施設整備会議において、本町に適した学校整備について、ご指摘の内容も含め、さまざまな課題について分析し、検討が進められているところであります。

10項めは、学校は子ども達がともに学び、相手を認め成長していくのを地域の人々が時間をかけて守り育てていくところです。効率化や経済的に有利などとは相いれないものではないのですか、についてであります。

学校については、議員ご指摘のとおり、子供たちがともに学び、相手を認め、成長していくのを地域の人々が、時間をかけて守り育てていくところであり、さらに、子ども達が自ら考え、判断し、行動する力と、社会に適応する力を育成する場所であります。

ご質問の効率化や経済的に有利などは、あくまでも、学校の整備の手法と考えております。

11項めは、大きな借金を負いながらする事業は、住民サービスの低下を招きます。今ある学校を改修しながら学校運営を行っても、子ども達の学習環境は守れます。また、各地域で災害時の避難場所としての役割も有効に機能を発揮しています。多額の借金による義務教育学校建設は時期尚早についてであります。

これまでのご答弁のとおり、町の教育を取り巻く環境を改善し、めざす学校像を実現するため、小中一貫教育を推進し、実践する学校形態として検討する過程において、施設一体型義務教育学校の設置を検討することとしたものであり、環境の改善を検討することを見合わせるという選択肢には至らなかったものであります。

なお、学校施設の整備につきましては、現在、岩内町学校施設整備会議において、本町に適した学校整備について、種々の検討が進められているところであります。

## < 再 質 問 >

一貫校の起債額は、37億1,300万円。町の町債は93億8,764万9千円。一貫校と合わせて町の起債は131億64万9千円。

改修は、起債は55億4,500万。町の町債は合わせて149億3,264万9千円です。

今以上、財政の硬直化が進むのではないのか。

財政調整基金は1,923万2千円とわずかです。一貫校推進がますます義務的経費を抑制し、事務事業の見直し、縮小につながって、町民生活の影響を及ぼすことになるのではないのか。答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

住民サービス低下を招く借金による義務教育学校建設は時期尚早についてのご質問であります。

起債の発行により、これまで以上に財政の硬直化が進むのではないかについてであります。

岩内町義務教育学校基本構想・基本計画を基に算出されております事業費とそれに伴う地方債の発行額等につきましては、今後、中・長期の財政見通しが明らかになった後、具体的な事業費総額や地方債の種類、借入金額等が具体化していくものと考えております。

よって、財政の硬直化については、大型事業の実施に伴う地方債の発行は、一般的に借入金額も大きくなることが予想され、後年度の財政運営に与える影響は、少なからず生じてくるものと考えているところでありますが、このような状況にならないよう、財政運営に努めて参ります。

## < 再々質問 >

大型事業に伴う財政の硬直化で、地方債の発行は一般的にも借入金も大きくなると予想。後年度の財政運営に与える影響は、少なからず生じてくるが、このような状況にならないよう努めるとは住民サービスの切り捨てではありませんか。

学校施設の老朽化により懸念される事項は、学校施設環境改善交付金を取り入れ、早急に改善を図ることで。

基本構想・計画で、20年、30年後に改築や統廃合が必要なら、今、急いで小中一貫校ではありませんか。

昨日の金沢議員の質問では、子ども達に一貫校に対しての、この話を聞いてないと、答弁しています。一番先に子ども達の意見を聞くことが必要ではないのですか。

小中一貫義務教育学校ではなく、今後人数が少なくなる、中学校の統合など、施設一体型ではない、学校経営の検討こそ求められているのではありませんか。再度答弁を。

**【答 弁】**

**町 長：**

大型事業の実施に伴う地方債の発行は、住民サービスの切り捨てではありませんかについてであります。

義務教育学校建設に伴う財政運営に与える影響については、財政の硬直化につながらないよう、中長期的な視点に立った財政運営に努め、適正な住民サービスの提供に努めてまいります。